

京橋 青色 だより



一般社団法人

京橋青色申告会

〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階

TEL 03-3551-1589 FAX 03-3555-3675



第9回 通常総会開催のお知らせ

一般社団法人京橋青色申告会の令和2年度第9回通常総会を下記の日程で開催いたします。当日は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、議案審議のみ開催します。

現在、新型コロナウイルスの感染予防および飛散防止の観点から、会員皆さまの健康と安全を第一に考え、可能な限り委任状提出による出席をお願いいたします。

開催日時 令和3年6月24日(木) 受付13:45～ 開会14:00～

会場 銀座ブロッサム(中央会館) 7階 マーガレット

中央区銀座2丁目15番6号 ☎03-3542-8585

第1部 総会 14:00～

- 議案
- (1) 令和2年度事業報告承認の件
 - (2) 令和2年度決算報告承認の件
 - (3) 令和3年度事業計画(案)承認の件
 - (4) 令和3年度収支予算(案)承認の件
 - (5) 任期満了に伴う役員改選の件
 - (6) その他

※第2部

意見交換会は開催しません。



※総会成立には、正会員過半数(委任状含む)の出席が必要になります。つきましては同封の「出欠ハガキ兼委任状」の提出にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

※提出期限は6月10日(木)です。

確定申告お疲れ様でした。

4月15日木曜日に所得税・消費税の申告が終了し、令和2年分の確定申告期間が終了しました。毎年、東京国税局にて新規開業者・新規青色申告者のために「青色コーナー」を開設し役員の方々に従事して頂いていますが、新型コロナウイルス感染拡大が収まりませんでしたので役員の健康を考え従事を取りやめました。

事務局においても、毎年、東京税理士会京橋支部所属の税理士先生に無料相談をお願いしていますが、事務所のスペースと会員の皆様の安全を鑑み、派遣して頂くことをやめました。

昨年12月下旬に申告相談の事前予約を開始しました。令和2年分の事務局相談件数は518件でした。前年に比べ約60件減となりました。新型コロナウイルスの影響により電話でポイントのみ相談し、自宅で電子申告した方が増えたのではないかと思います。事務局での相談も皆様のご協力により、無事に、混乱もなく行うことができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

令和3年4月1日より、税込価格の表示 (総額表示)が必要になりました!

- ◇事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- ◇店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

一時支援金の申請受付期限は5月31日までです!!

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支給金」(一時支援金)を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業**又は**外出自粛等の影響**を受けていること

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2019年又は2020年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等

上限 **60万円**

対象期間

1月~3月

個人事業者等

上限 **30万円**

対象月

対象期間から**任意**に選択した月

※東京都の感染拡大防止協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

